

平成 22 年

御嵩町議会第 3 回定例会会議録

平成 22 年 9 月 2 日 開会
平成 22 年 9 月 17 日 閉会

御 嵩 町 議 会

平成22年御嵩町議会第3回定例会会議録目次

	ページ
9月2日（第1号）	
1. 議事日程	3
2. 出席議員	4
3. 欠席議員	4
4. 説明のため出席した者の職・氏名	4
5. 職務のため出席した者の職・氏名	5
6. 開会の宣告	6
7. 会議録署名議員の指名	1 6
8. 会期の決定	1 6
9. 諸般の報告	1 6
10. 議案の上程及び提案理由の説明	1 7
認定第1号～認定第7号、議案第35号～議案第46号 19件	
11. 議案の審議及び採決	4 7
議案第35号	4 7
議案第36号	4 7
12. 散会の宣告	4 8
13. 署名	4 9
9月8日（第2号）	
1. 議事日程	5 1
2. 出席議員	5 1
3. 欠席議員	5 1
4. 説明のため出席した者の職・氏名	5 1
5. 職務のため出席した者の職・氏名	5 2
6. 開議の宣告	5 3
7. 会議録署名議員の指名	5 3
8. 一般質問	
3番 早川文人君	5 3
(1) 町長のマニフェストについて	

(2) 御嵩町PRについて	
1 番 伊崎公介君	6 2
(1) 教育に対する行政の姿勢	
(2) これからの福祉のあり方を検討する時期にきているのではないか	
6 番 大沢まり子君	6 9
(1) 心と体の健康施策について	
2 番 安藤博通君	7 7
(1) 名鉄問題	
7 番 岡本隆子君	8 7
(1) 大久後の安定型処分場について	
(2) 放課後児童クラブについて	
9. 議案の委員会付託	
認定第1号	9 8
認定第2号	9 8
認定第3号	9 8
認定第4号	9 9
認定第5号	9 9
認定第6号	1 0 0
認定第7号	1 0 0
議案第44号	1 0 1
10. 散会の宣告	1 0 1
11. 署名	1 0 2

9月17日（第3号）

1. 議事日程	1 0 3
2. 出席議員	1 0 4
3. 欠席議員	1 0 4
4. 説明のため出席した者の職・氏名	1 0 4
5. 職務のため出席した者の職・氏名	1 0 5
6. 開議の宣告	1 0 6
7. 会議録署名議員の指名	1 0 6

8. 追加議案の上程及び提案理由の説明	106
議案第47号 1件	
9. 議案の審議及び採決	
議案第37号	107
議案第38号	108
議案第39号	108
議案第40号	109
議案第41号	110
議案第42号	110
議案第43号	111
議案第45号	111
議案第46号	112
議案第47号	135
10. 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決	136
認定第1号～認定第7号、議案第44号 8件	
認定第1号	137
認定第6号	137
認定第7号	138
議案第44号	139
認定第2号	140
認定第3号	141
認定第4号	142
認定第5号	143
11. 可児市・御嵩町中学校組合議会議員の推薦	143
12. 名鉄路線対策特別委員会委員の選任	144
13. 常任委員会の閉会中の特定事件の調査	144
14. 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定	144
15. 町長あいさつ	145
16. 閉会の宣告	146
17. 署名	147

平成22年御嵩町議会第3回定例会会議録

1. 招集年月日 平成22年9月2日
 2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
 3. 開 会 平成22年9月2日 午前9時 議長宣告
 4. 会議に付された件名
 - 報告第5号 平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - 認定第1号 平成21年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 平成21年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第3号 平成21年度御嵩町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第4号 平成21年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第5号 平成21年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第6号 平成21年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第7号 平成21年度御嵩町水道事業会計決算認定について
 - 議案第35号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第36号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について
 - 議案第37号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について
 - 議案第38号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第39号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第40号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第41号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第42号 平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第43号 平成22年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について
 - 議案第44号 御嵩町私債権の管理に関する条例の制定について
 - 議案第45号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第46号 御嵩町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第47号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について
- 可児市・御嵩町中学校組合議会議員の推薦
- 名鉄路線対策特別委員会委員の選任

平成 22 年 9 月 2 日

第 3 回 御嵩町議会定例会会議録（第 1 号）

議事日程第1号

平成22年9月2日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

（1）会期

（2）会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 1件

（1）現金出納検査結果報告（平成22年5月～平成22年7月分）

町長報告 1件

報告第5号 平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 19件

認定第1号 平成21年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成21年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成21年度御嵩町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成21年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成21年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成21年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成21年度御嵩町水道事業会計決算認定について

議案第35号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第36号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について

議案第37号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について

議案第38号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第39号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

議案第40号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第41号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第42号 平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について

議案第43号 平成22年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第44号 御嵩町私債権の管理に関する条例の制定について

議案第45号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 御嵩町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案の審議及び採決 2件

議案第35号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第36号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について

出席議員（11名）

議長 鈴木元八	1番 伊崎公介	2番 安藤博通
3番 早川文人	5番 植松康祐	6番 大沢まり子
7番 岡本隆子	8番 亀井千歳	9番 佐谷時繁
10番 梅原勇	11番 谷口鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡辺公夫	副町長 竹内正康
教育長 丹羽一仁	総務部長 山田儀雄
民生部長 瀬瀬久美	建設部長 松岡学一
教育担当参事 渡辺義弘	まちづくり担当参事 堀智考
総務課長 田中康文	企画課長 鍵谷昌孝
まちづくり課長 奥村悟	税務課長 日比野優
住民環境課長 伊佐治徳保	保険長寿課長 山田徹
福祉課長 若尾要司	農林課長 安藤信治
上下水道課長 伊左次一郎	建設課長 吉田隆博
会計管理者 藤木伸治	学校教育課長 田中秀典
生涯学習課長 玉木幸治	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐久間 英 明

議会事務局長 加 藤 暢 彦
議 書 記

開会の宣告

議長（鈴木元八君）

おはようございます。

それでは、開会前に議長の方から一言お願いを申し上げます。

先日の議会運営委員会におきまして、8月2日に亡くなられました同僚議員、木下四郎君の黙祷をこの場で30秒間行いたいと思っておりますので、この席におられる方、全員起立をいただいて、黙祷をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

黙祷。

[黙祷]

黙祷終わります。御着席ください。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。よって、平成22年御嵩町議会第3回定例会は成立しましたので、開会をいたします。

なお、伊崎議員につきましては、早退の申し出がありましたので、時間の都合まで同席を願い、これを許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりです。よろしくお願いいたします。

なお、議会だより等に使用するため写真撮影を行いますので、これを許可いたします。

それでは、招集者 渡辺町長より、あいさつをお願いいたします。

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

おはようございます。

第3回定例会開催に当たりまして、あいさつを申し上げます。

第3回御嵩町議会定例会開催に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見や報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

初めに、去る8月2日、木下四郎議員急逝の報は、いまだ現実味を帯びることなく1ヵ月のときが過ぎました。

木下議員は昭和58年、御嵩町議会議員に初当選され、平成15年に一度引退をされましたが、平成19年復帰され、当選回数は6期となり、御嵩町政にとっての重鎮としてかえがたい存在でありました。最近、奥様にも「あと一年になった」とたびたび口にされておられたようで、何としても職

責を全うしていただきたかったと、残念に思うばかりであります。

生前の木下議員の発言は示唆に富んでおり、今さらながらベテラン地方議員の言葉として改めてかみしめております。特に最近よく発言されておりました「いつから御嵩町議会では上程されないものが議案となるのか」について、御本人に確認をとらせていただいた意味と、今後について述べさせていただきます。

本来、議案とは、本議会議場の議員の各席にて本会議当日に渡されるものであり、議場において提案理由等説明がされて初めて議案となります。これは全国の地方議会で守られている制度であります。

私が議長をさせていただいていた際、議会改革の一つとして、特に予算書及び決算書、またそれに関連する説明書については、印刷ができ次第、議員に渡していただけないかとの議会側からの要望にこたえる形で、行政側の配慮で事前に議員の皆さんが手にすることができるようになりました。精読の時間を少しでも多くとの議会、行政との思いが合致したがゆえに実現できたことと言えます。

しかし、木下議員が危惧され発言されていたのは、本会議上程以前から内容を一般に公開したり、ましてや修正や賛否を口にすることは、議員として許されるものではないということであり、御嵩町議会の権威の低下に警告を発しておられたわけであり、

私も深く反省し、今後、議長及び議会運営委員長との協議の場を持ち、上程予定議案について、議会として、どのような形をお望みなのか確認をした上で、改めて対応を考えたいと思います。

木下議員には、御嵩町政への御尽力に対し深謝するとともに、ここに謹んで哀悼の意をあらわしたいと思います。

産業廃棄物処分場については、既に報告し、広報に掲載させていただいたとおりであります。

三者協議及び利用指針検討委員会での結論を履行していただき、心より感謝し、安堵しております。現在は、地元小和沢住民と民民での協議がされているとの報告を受けておりますが、御嵩町としては、協議が粛々と行われることを祈り、無事終了の朗報を待ちたいと思うのみであります。

7月15日夕方から降り始めた雨は長時間に及び、可茂地域一帯において道路の冠水や土砂崩れが相次ぎ、民家が倒壊するなど人的被害も含め甚大な被害を及ぼしました。御嵩町においても過去に経験がないほどの規模で、河川や水路の増水による道路・農地の冠水、民家への浸水、さらに山の崩壊など多数の被害が発生しております。

今回のような豪雨の際に一番重要なことは、町民の皆様の生命を守るための安全確保と危険防止であります。まずは17時43分にいち早く災害対策本部を設置し、私が陣頭指揮に当たりましたが、各担当がそれぞれの判断で対応した事案が多く、一定の評価はすべきと考えております。町民の皆様への情報提供として、防災行政無線を活用し、土砂災害に対する注意喚起を何度も促すとともに、

町内でも災害の発生の危険性が高い長岡地区、美佐野地区、洞地区に避難勧告を発令しました。結果としては、当町においては幸いにも人的な被害はなく、胸をなでおろしているところであります。

当日の夜には、町内より次々に被災情報が寄せられておりました。これらの被災場所への初動的な応急復旧対策については、浸水対策用の土のうの手配や倒木処理等も含め、災害時における応急対策に関する協定書に基づく御嵩町安全協議会の全面的な協力により、速やかに道路の不通状態と水路の埋没を解消し、山間部における重要なライフラインの確保と2次災害防止を図りました。さらに、道路、河川、用排水路、農地等の被害状況調査と並行して、70カ所の土砂等の応急的な除去を行いました。

応急復旧を除く被災箇所数は、道路・河川で69カ所、農地関係51カ所、山林関係42カ所、そのほか1カ所、合わせて163カ所にも上ります。被害発生件数は最近にないものであります。

そのほかにも、水道事業においては配水管の流失、中継ポンプ場への浸水によるモーター取りかえ、泥水流入による赤坂浄水場の機能中断などがありますが、この復旧については水道事業費での対応となります。

町が復旧すべき被害のほか、国道21号線関連では次月地内の山の崩落による通行規制、県道関連では路肩の崩落、河川関連では一級河川の護岸流失や土砂堆積、保安林関連では斜面の崩壊など多大な被害が発生しております。特に古屋敷地区の急傾斜地での山崩れや、大庭台団地北側の菖蒲池東の山崩れについては、県が被災直後から積極的に対策を講じられ、菖蒲池東地区の本復旧工事前の安全確保のため、雨量計や土砂の動きを検知する機器を設置し、24時間の監視体制がとられております。

当町の被災箇所のうち、復旧に向けた公共災害採択のための県への報告件数は、道路河川で9カ所、農地関係3カ所、山林関係42カ所、合計で54カ所であり、それ以外の箇所については、町単独災害復旧事業、農地については補助金交付事業により復旧を進めてまいります。

この補助金交付事業は、農林水産業施設災害復旧事業国庫補助制度の適用を受けることができない、1カ所当たりの工事費が40万円未満の小規模な農地等の復旧に対して、補助を望む声が強くありました。このような小規模な農地の復旧に取り組まなければ耕作放棄地となるおそれがあるため、新たに補助金交付要綱を策定し、町の補助により被災した農業生産基盤の早期再生を図ってまいります。

これらの復旧対策が迅速に行われるよう、7・15豪雨災害の総合的な復旧に要する費用を一般会計補正予算（第4号）として、歳入歳出合計1億8,390万8,000円を計上し、復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

なお、詳細につきましては、後ほど御説明させていただきます。

今回の豪雨は50年に1度とも言われておりますが、地球規模の気候変動からすれば、いつ発生しても不思議ではありません。その対策の一環として、9月5日に全職員を対象とした防災訓練を実施します。

今年度の防災訓練の目的は、7・15豪雨災害の対応を振り返り、過去の訓練等が活かされたか否かを検証するとともに、今後も発生する可能性がある災害に適切に対応するためのものです。訓練実施に当たっては、全職員から前もって今回の災害対応について意見を聴取しており、係や課内で意見を集約しております。訓練当日には、適正な対応であった点や反省すべき点を各課で話し合い、検証課題としてまとめ、安心・安全のまちづくりのため、緊急時の初動体制や組織管理のレベルアップを図ってまいります。

私の議員当時は振り返りますと、町の災害対策本部が設置された場合、議員の立場で赴く場所が避難所なのか、災害現場なのか、適切な行動の基準が明確ではありませんでした。災害時における議員としての初動マニュアルも必要ではないかと感じておりますので、今後の課題点として申し上げておきたいと思っております。

無水道地域の対策については、さきの第2回定例会のあいさつの中でも申し上げております。

この問題についての一連の歴史的経緯を踏まえた上で、無水道地域の解消事業を実施するために検証すべき技術的・財政的な裏づけにつきましては、必要な材料を集め、十分に検証した上で、私は実施すべきものであると位置づけております。

田舎暮らしを希望される方が増加する中、「せめて電気と水道くらいは」との声をよく耳にします。発展途上国で水道事業が注目される現在、国道からわずか5分から10分のところに未給水地域が現存している本町は、行政・議会の怠慢とのそしりを受けてもいたし方ない状況にあると言えます。

また、法律家の名言に「法に涙あり」という言葉がありますが、私は「政治に情あり」の言葉をつけ加えたいと考えております。もちろんこれは、行財政を無視してのことではないのは当然であります。

去る7月20日、御嵩町水道事業経営審議会の答申をいただきました。審議会の皆様には5月24日の諮問以来、この事業の本質をしっかりととらえられ、大変熱心に御審議いただき、審議会委員各位の御尽力に対して深く感謝をしております。

この答申の内容を見ますと、事業の適法性、正当性、妥当性や経済性について深く検証していただいていることがはかり知れますが、未普及地域の現状については、現在の自己水源を活用していることについて衛生上の問題があるとの御指摘があり、生命の源である安全で安心できる良質の水を安定的、公平的に供給することが重要な課題であると御認識の上、諮問どおり給水区域の拡張を

「すべきもの」と答申されました。今回の7・15豪雨の場合、水の安全性を危惧しなければならぬことを思い知らされております。

さらに7月29日の第3回臨時会では、無水道地域解消対策特別委員会から「この事業を進めていくべきものとの認識」の上での調査・研究の中間報告があったところでございます。

こういった状況の中、8月31日に上之郷無水道地区対策協議会の皆様から要望書が提出されました。要望書の内容については別紙のとおりであります。

今後の具体的な計画としましては、2月に無水道地域の住民の方々にお示しした上之郷地区水道未普及地域解消事業計画に基づき、今年度中に給水区域変更認可申請の事前協議と事業の認可取得を予定しております。今回いよいよ事業実施の第一歩を踏み出すため、この給水区域拡張に伴う御嵩町水道事業の設置等に関する条例の一部改正をする条例（案）を上程いたしました。

計画では、対象地域全体を4工区に分け、平成23年度から7年間の計画で実施し、平成29年度には事業が完了できるよう、今回の答申や地元からの要望を重く受けとめ、無水道地域で不自由な思いをされ、一刻も早く水道を待ちわびているの方々のため、事業に全力で取り組んでいく思いでありますので、前向きな御審議をよろしくお願いいたします。

「ほっとみたけ」9月号の町長月記においても触れておりますが、100歳以上の所在不明者の問題が報道で大きく取り上げられています。私はこの問題を地域のきずなをテーマに論じましたが、都市部特有の地域における人の結びつきの希薄さが背景にあるのを強く感じております。こういった状況を受け、当町としてもこの問題への取り組みとして、9月中をめどに、御嵩町に在住している75歳以上のすべての方を対象とし、福祉委員による敬老会の出欠確認を通じた所在確認を実施します。

確認方法としましては、基本的には対象者の方と面会の上確認しますが、本人不在の場合は、介護サービス利用状況の確認、病院・施設への入院・入所確認等により、万全な体制で確認作業を実施したいと考えております。

当町におきましては、かねてから御嵩町に住民登録されているお年寄りが100歳になられたときに、御本人にお会いし、お祝い状と報奨金をお贈りしております。その際、どの家族もお年寄りを大切にされ、そのほほ笑ましい光景を見て、御嵩にはいつまでもこういった敬老精神が続くことを心から祈っております。

今回の定例会で付議している案件の中の平成21年度決算認定について、順に触れていきたいと思っております。

これにつきましては、主要な施策の成果を説明する書類として提出した一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書の中の決算のあらましに詳細が記載されておりますが、ここで改めて説明

させていただきます。

平成21年度の一般会計及び水道事業会計を除く特別会計全体の決算状況は、歳入総額が109億644万791円、歳出総額が106億853万3,803円で、前年度と比較して歳入が0.2%の減、歳出が0.3%の増となりました。総体的に評価するならば、平成21年度は平成20年のリーマンショックの影響を最も受けるであろう年度でありましたが、何とか私の想定した数値をクリアできたと自負しております。

まず、一般会計について御説明いたします。

一般会計の歳入総額は65億1,186万9,121円で、前年度と比較し1億647万2,542円の増額であり、増加率は1.7%、歳出総額は63億1,690万9,623円で、前年度と比較し1億279万8,036円の増額であり、増加率は1.7%であります。また、翌年度繰越財源を除いた実質収支額は1億6,514万6,748円となりました。

主な歳入の増減要因は、景気低迷の影響を受け、地方税が8,806万8,570円の減額となりましたが、国の緊急経済対策による定額給付金事業、経済対策臨時交付金事業などの増により、国庫支出金が5億3,559万3,958円の増額、県支出金が1億1,142万6,115円の増額となりました。

町債については1億160万円の増額となりましたが、これは臨時財政対策債が1億920万円増額したため、土木債等は減額となっております。また、繰入金は、基金の統合や国民健康保険特別会計への繰り出しのための減債基金の繰入金などがなかったことから、5億8,626万6,400円の減額となりました。

次に、主な歳出の増減要因としては、総務費では、定額給付金事業などにより9,208万5,979円の増額、民生費では、国民健康保険特別会計への繰出金減等により1億8,068万1,961円の減額、衛生費では、一般廃棄物最終処分場建設工事費等により7,611万9,791円の増額、労働費では、緊急雇用創出事業により1,690万7,778円の増額、農林水産業費では、土地改良事業費の減等により3,748万4,764円の減額、土木費では、国道21号バイパス工事費等により8,455万4,560円の増額、消防費では、防災行政無線事業により5,974万218円の増額、災害復旧費では、鉾害復旧事業等の減により1,051万9,186円の減額、公債費は、1,736万7,144円の減額となりました。

続きまして、国民健康保険特別会計について御説明いたします。

国民健康保険特別会計では、歳入総額が18億8,550万5,926円で、前年度と比較し5,626万250円の増額であり、増加率は3.1%、歳出総額が18億3,947万7,957円で、前年度と比較し5,012万1,699円の増額であり、増加率は2.8%、実質収支額は4,602万7,969円となっております。

主な歳出の増加要因としては、新型インフルエンザの流行による医療受診の増加等により、保険給付費が12億3,275万3,394円で、前年度と比較し、4,129万7,315円の増額となっております。

続きまして、老人保健特別会計について御説明いたします。

老人保健特別会計では、歳入総額が2,434万5,896円で、前年度と比較し2億1,597万6,152円の減額であり、減少率は89.9%のマイナスであります。歳出総額が1,282万8,289円で、前年度と比較し2億2,268万5,533円の減額であり、減少率は94.6%のマイナスであります。実質収支は1,151万7,607円となっています。

これは、後期高齢者医療制度が平成20年度にスタートしたことによって、これまでの老人保健医療制度での給付が原則なくなり、老人保健特別会計としては精算段階となっていることによります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計について御説明をいたします。

後期高齢者医療特別会計では、歳入総額が3億3,131万7,219円で、前年度と比較し4,237万830円の増額であり、増加率は14.7%、歳出総額が3億2,484万9,740円で、前年度と比較し3,935万3,451円の増額であり、増加率は13.8%、実質収支は646万7,479円となっています。

主な歳出の増加要因としては、医療費の増加に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金が3億1,240万6,095円で、前年度と比較し3,089万6,188円の増額となっております。

続きまして、介護保険特別会計の保険事業勘定及びサービス事業勘定について御説明をいたします。

介護保険特別会計では、保険事業勘定において、歳入総額が12億4,725万3,209円で、前年度と比較し1,386万2,608円の増額であり、増加率は1.1%、歳出総額が12億2,946万4,305円で、前年度と比較し4,838万2,108円の増額であり、増加率は4.1%、実質収支額は1,778万8,904円となりました。

主な歳出の増減要因としては、保険給付費が10億9,274万1,770円で、前年度と比較し810万2,681円の減額となりましたが、平成21年度から23年度まで計画しております介護保険事業計画第4期の初年度に当たり、介護保険給付費準備基金に4,906万722円の積み立てを行っています。

また、サービス事業勘定においては、歳入総額が458万6,200円で、前年度と比較し73万130円の減額であり、減少率は13.7%、歳出総額が453万1,370円で、前年度と比較し74万1,220円の減額であります。減少率は14.1%のマイナス、実質収支額は5万4,830円となりました。

主な歳出の減額要因としては、要支援者の減少等による介護予防プラン作成委託料の減額に伴い、居宅介護支援事業費が308万7,370円となり、前年度と比較し33万6,220円の減額となっております。

続きまして、下水道特別会計について御説明をいたします。

下水道特別会計では、歳入総額が9億156万3,220円で、前年度と比較し2,812万9,861円の減額であり、減少率は3.0%のマイナスであります。歳出総額が8億8,047万2,519円で、前年度と比較し1,714万8,838円の増額であり、増加率は2.0%、実質収支額は2,109万701円となりました。

主な歳入の増減要因といたしましては、整備に伴う供用開始面積の減少による受益者負担金の減額や下水道接続による使用料の増額、また町債は下水道工事費補助対象路線を厳選したことにより

減額をしております。

主な歳出の増減要因としては、整備接続による使用量増加による流域下水道事業維持管理負担金の増額や整備計画策定に伴う設計等委託費の増額により、下水道事業費としては0.7%増額しております。しかし、公債費については、起債残高は昨年引き続き減少傾向となったものの1,389万9,408円の増額となっております。

最後に、水道事業会計について御説明をいたします。

平成21年度決算において生じた純利益2,295万4,425円は、前年度繰越利益剰余金3,636万9,179円と合わせ、当年度未処分利益剰余金として5,932万3,604円を計上し、この一部である2,295万4,425円を減債積立金に積み立てます。

業務の状況としましては、有収率の向上のため石綿管改良を実施いたしましたが、国道21号バイパス関連工事に伴う新設管路の洗管水量の増により影響があったため、有収率は90.49%となり、前年度より0.76ポイントの微増となりました。

収益的収支のうち営業収支については、営業収益の4億3,043万9,278円に対し、営業費用が4億386万1,902円となり、2,657万7,376円の営業利益が発生しました。また、営業外収支では、営業外収益の2,058万7,686円に対し、営業外費用が2,399万735円となり、営業利益にて営業外収支の不足額を補った後の経常利益は2,317万4,327円となりました。この経常利益から特別損失の21万9,902円を差し引いた当年度純利益は2,295万4,425円となっております。

資本的収支のうち事業収入は、負担金収入の4,993万3,621円と基金繰入金の1億5,350万円を合わせ2億343万3,621円であるのに対し、支出では、建設改良費3億2,280万3,654円と償還金の3,804万5,325円を合わせ3億6,084万8,979円となりました。この資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億5,741万5,358円は、過年度損益勘定留保資金の1億1,937万33円及び減債積立金の3,804万5,325円で補てんをいたしました。

今後も営業収益の大幅な増加は期待できない状況下で、電源立地地域交付金事業により国道21号バイパス関連事業をほぼ完了することができました。先ほども申しましたように、今後は無水道地域への区域拡張を視野に入れ、公営企業としての安全な水を安定的に供給できるよう、経費の節減、有収率の向上等に一層の健全経営に努めていきます。

決算についての説明は以上であります。次に今回議案として提出いたします案件について、若干述べてさせていただきます。

初めに、教育委員会委員に関する人事案件であります。

平成18年10月1日から教育委員会委員を務めていただいている渡邊剛さんの任期が、9月30日で4年間の任期満了を迎えます。渡邊さんは長年の高等学校教諭としての勤務経験、経歴と、教育全

般についてすぐれた見識をお持ちであり、さらに平成20年10月からは教育委員長を務めていただいております。このように、教育委員として最もふさわしい方であるとの判断から、再度、教育委員に選任することが最適と考え、同意を求める議案を上程いたしました。

次に、今回提案の一般会計補正予算関連についてであります。

今回は、7・15豪雨災害普及に関する補正予算である第4号、それ以外の補正予算の第5号と、二つに分けて上程しております。

まず、第4号の補正予算であります。

歳入であります。耕地災害復旧工事の分担金として75万円、災害関連の国庫補助金・負担金として4,866万6,000円、寄附金として5万円、財政調整基金の繰入金が1億434万2,000円、災害復旧債として3,010万円であり、歳入合計は1億8,390万8,000円となっております。

次に歳出であります。総務費では、稲荷台の町有地の町単復旧工事として8,120万円、民生費では、中保育園の園庭整地の原材料費として35万円、教育費では、願興寺の火災受信機の取りかえのための補助金として168万円、災害復旧費では、農林水産業施設と公共土木の災害復旧費として1億7,375万8,000円を計上し、歳出合計は1億8,390万8,000円となっております。

続きまして、第5号の補正予算を御説明いたします。

歳入につきましては、主なものを申し上げます。

まず、地方交付税の普通分の額が確定した結果、当初の試算より多かったため、2億2,261万8,000円を増額し、それに伴い、繰り入れる予定であった財政調整基金の繰入金の予算額について、その全額である2億888万1,000円を減額としました。また、特別会計の平成21年度の精算のための繰入金の補正が合計で2,105万2,000円、平成21年度からの繰越金として4,514万6,000円を増額計上いたしました。さらに、臨時財政対策債の発行可能額が試算より1億1,990万円上回ったため、臨時財政対策債の発行額を増加し、それに伴い交付税算入率の低いほかの起債発行額を7,530万円減額したことで、地方債全体の増額補正として4,460万円などを計上し、歳入合計は1億4,809万4,000円となっております。

次に歳出につきましては、主なものを申し上げます。

民生費の中で、救急医療情報キット配付事業として23万円を計上しておりますので、御説明申し上げます。

現在、御嵩町も高齢化が進行しており、また一方では救急需要もふえ、その搬送者の約半数が高齢者であります。このような状況の中、あらかじめ医療情報が提供できれば、迅速な救急医療措置が期待できるため、全国的に導入が広がっている救急医療情報キットを採用し、高齢者が安心して暮らすことのできるまちづくりに寄与したいと考えております。

なお、財源につきましては、この4月に、高齢福祉事業や障害福祉事業に役立ててほしいと20万円の御寄附をいただいておりますので、この事業に大切にに使わせていただきます。

次に、当町における地域の子育て支援や子育て環境整備についての次なる取り組みについて申し上げます。

既に、当町では少子化対策を実施するため、子供を安心して産み育てる環境づくりとして、中学校3年生まで拡大した子供の医療費負担の無料化、妊婦の健康診断の実施回数の増加、特定不妊治療の費用助成など、母子保健対策等の事業展開を行っております。

また、教育の分野では、よりきめ細やかな教育が実践できる環境づくりとして、御嵩小学校で1年生のクラス編制を30人未満学級とする取り組みをこの4月から実施し、約半年が経過しておりますが、新1年生の児童は落ちついて授業に集中している様子が見られ、保護者の皆様や現場の教諭からも評価が高いため、今後も継続していくべきものと考えております。

これらにつきましては、現在のところ成果が得られているものと実感しておりますが、さらなる充実した環境づくりに向けて、新たな事業展開を図るよう計画をしております。

今回は児童福祉の分野の事業として、子供たちの新型インフルエンザ予防対策の観点から、昨年度各保育園に設置した薬剤の自動噴霧機器を子育て支援センター、ことばの教室、中・伏見児童館、御嵩・伏見小学校の放課後児童クラブに、計17台設置する経費として69万4,000円を計上しました。さらに、中保育園で園庭に自然に親しむ環境づくりと猛暑時の断熱効果の機能があるフジ柵の設置工事費として72万8,000円を、また子育てガイドブックの印刷製本として55万円を、子育て支援センターの職員やボランティアのスキルアップを図るための研修会の講師謝礼として5万円など、合計で210万2,000円を計上しており、きめ細やかな環境づくりに寄与できるものと考えております。

なお、これらの事業は、岐阜県の児童福祉費補助金である地域子育て創生事業補助金を活用するもので、100%の補助金交付を受けて実施いたします。

そのほか衛生費では、無水道地区対策基金積立金として例年と同じく1,000万円を計上し、歳出合計は1億4,809万4,000円となっております。

今回提案いたしますのは、決算の認定関係7件、人事案件1件、一般会計補正予算案など予算関係8件、条例関係3件、報告1件、都合20件であります。後ほど担当者から詳しく御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

大変長時間にわたり、御清聴ありがとうございました。

議長（鈴木元八君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（鈴木元八君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 植松康祐君、6番 大沢まり子さんの2名を指名いたします。

会期の決定

議長（鈴木元八君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る8月24日の議会運営委員会において、本日より9月17日までの16日間と決めさせていただきました。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日より17日までの16日間とすることに決定しました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

諸般の報告

議長（鈴木元八君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります諸般の報告つづりをごらんください。

平成22年5月分から平成22年7月分の現金出納検査結果報告が議長あてにありました。その写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第5号 平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

それでは、インデックス、諸般の報告の1ページをお願いいたします。

報告第5号 平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告をいたします。

今回、平成21年度決算審査に合わせて8月12日に監査委員の審査を受けましたので、この9月定例会において、監査委員の意見をつけて議会に報告をいたします。

地方財政健全化法の概要及び財政健全化判断比率とその算定基礎事項につきましては、9月1日の議員全員協議会で説明をしておりますので、健全化判断比率について御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

実質赤字比率ですが、これは一般会計における実質赤字の場合の比率ですが、決算に赤字は発生していませんので該当しません。

次の連結実質赤字比率は特別会計、事業会計を含むすべての会計における実質赤字の比率ですが、決算に赤字は発生していませんので該当しません。

次の実質公債費比率は、一般会計などが負担する公債費の占める割合ですが、平成19年度から21年度の3カ年の平均は13.1%であり、国が危険ラインとする早期健全化基準のイエローカードの25%を下回っています。平成20年度は12.8%であり0.3ポイント高くなっていますが、これは実質公債費比率の計算が直近3カ年の平均により算定するため、平成18年度が今回の計算対象から外れたことが主な要因となっています。単年度における実質公債費比率は、平成20年度より0.1ポイント低くなっています。

次の将来負担比率は、将来負担すべき債務の割合ですが107.9%で、早期健全化基準の350%を下回っています。平成20年度の101.8%より6.1ポイント高くなっています。これは、公営企業債等の繰り入れ見込み額が3億2,526万円ほどふえたことが大きな要因となっています。

次の公営企業における資産不足比率は、水道事業会計、下水道特別会計とも赤字決算が発生していませんので該当しません。

以上、財政健全化判断比率を説明しましたが、中・長期的に必要な事業を補正予算で計上しているところではありますが、今後も健全な財政運営を行っていくために、特に一般財源の充当、いわゆる基金の取り崩しと新たな起債は少なくするよう努めてまいります。

以上で報告を終わります。よろしくをお願いいたします。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（鈴木元八君）

次に日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました認定第1号から認定第7号まで、議案第35号から議案第46号までの19件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件19件を一括議題として、提案理由の説明を求めます。

これより決算認定関係に入ります。

先ほど町長の説明の中で、決算認定については特に詳しく触れられました。それ以外の件につきまして、各課長、必要とすることについてのみ簡潔明瞭に説明をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

認定第1号 平成21年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、朗読を省略し、説明を求めます。

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

それでは、認定第1号 平成21年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会の認定に付さなければならないこととなっております。また、この決算につきましては、この後、各常任委員会へ付託される予定でありますので、私の方からは、全体の概略につきまして御説明をさせていただきます。

まず決算書の方ですが、1ページから14ページまでが決算書、15ページからが事項別明細書となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、113ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入総額が65億1,186万9,121円、歳出総額が63億1,690万9,623円、歳入歳出差引額が1億9,495万9,498円であります。このうち繰越明許費繰越額及び事故繰越し繰越額が2,981万2,750円でありますので、実質収支額、いわゆる平成22年度への繰越金は1億6,514万6,748円あります。

次に、210ページから219ページまでは、財産に関する調書が載せてあります。後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、別冊の黄緑色の表紙の一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書をお願いいたします。

1ページから2ページに決算のあらましが載せてありますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

では、5ページ、6ページをお願いいたします。

一般会計の決算総括表で歳入がここにまとめてあります。歳入決算額の収入済額C欄の歳入合計

ですが、65億1,186万9,121円で対前年度比較1億647万2,542円の増、率にして1.7%の増となりました。歳入の多いものでは、町税と地方交付税で全体の56.3%を占めています。増額の大きな要因としましては、款10地方交付税は4,315万円ほどの増、款14国庫支出金は、国の緊急経済対策による定額給付金事業、経済対策臨時交付金事業などにより5億3,559万円ほどの増、款15県支出金は、電源立地地域対策交付金の増などにより1億1,142万円ほどの増、款20諸収入は、魅力ある商店街づくり助成金などにより2,893万円ほどの増、款21町債は1億160万円の増額となりましたが、これは臨時財政対策債が1億920万円増額したための増額となっています。

6ページ左端の収入未済額ですが、合計1億9,399万642円で、平成20年度より1,440万円ほど増額となっています。

減額につきましては、款01町税は、景気低迷の影響を受け8,806万円ほどの減、款07ゴルフ場利用税交付金は、利用者の減少により1,060万円ほどの減、款08自動車所得税交付金は、エコカー減税等により2,198万円ほどの減、款18繰入金は、基金の統合による増の完了及び国民健康保険特別会計への繰り出しのための減債基金の繰入金などがなかったため、5億8,626万円ほどの減額であります。

次に、7ページ、8ページの歳出の方をお願いいたします。

歳出総額はB欄の支出済額の合計額63億1,690万9,623円で、対前年度比較1億279万8,036円の増、率にして1.7%の増となりました。増額の主な要因としましては、款02総務費は、定額給付金事業等により9,208万円ほどの増、款04衛生費は、一般廃棄物最終処分場建設工事及び上之郷地区水道未普及地域解消基本設計委託等により7,611万円ほどの増、款05労働費は、緊急雇用創出事業等により1,690万円ほどの増、款08土木費は、21号バイパス関連工事等により8,455万円ほどの増、款09消防費は、防災行政無線操作卓更新事業及び消防車購入事業により5,974万円ほどの増、款10教育費は、学校情報通信技術教育環境整備事業等により1,372万円ほどの増額となりました。

歳出の上位は、総務費、民生費、土木費で、この三つで全体の61.6%を占めています。それと、歳出ベースでのC欄、翌年度繰越額は2億611万750円となっており、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費及び教育費で21事業を22年度へ繰り越ししています。

次に、23ページから26ページが町税等収納状況表となっていますので、個々の内容につきましては、お目通しをいただきたいと思います。

次に、27ページから32ページにかけまして、節別執行状況表であります。各款ごとに節1の報酬から節28の繰出金まで、節別に執行額があらわしてありますので、参考に見ていただきたいと思います。

次に33ページから40ページは、人件費等の明細表であります。目ごとに報酬、給料、職員手当等、

共済費、それと賃金の決算額が載せてあります。備考欄にはそれぞれ委員会名が載せてありますので、ごらんください。

次に41ページ、42ページは、過去10年間の決算額の推移が歳出ベースで載せてありますので、ごらんください。

43ページは地方債の現在高、いわゆる借金であります。一般会計総額で21年度末残高は44億6,166万5,000円で、前年と比べて1億699万6,000円の減額となっています。また、下水道特別会計を含めると114億2,718万2,000円となり、前年に比べて2億4,456万7,000円の減額となりました。

次に、45、46ページをお願いいたします。

1の平成21年度土地開発基金の運用状況に関する調書であります。基金の積み立て状況の決算年度中増減高は98万9,000円であります。その下の基金の内容ですが、右ページの本年度末現在高をごらんください。土地は1万9,834平米を保有しており、金額にして1億4,675万5,000円、現金は3億1,185万2,000円であります。

別冊のピンクの表紙のつづり、主要な施策の成果に関する説明書であります。1年間の業務や予算執行がわかるよう、各係ごとに整理してあります。ページが多く大変かと思いますが、委員会前にお目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

議長（鈴木元八君）

御苦労さんでした。

続きまして、認定第2号 平成21年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成21年度御嵩町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成21年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成21年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上4件について朗読を省略し、説明を求めます。

山田保険長寿課長。

保険長寿課長（山田 徹君）

それでは、認定第2号、第3号、第4号、第5号について御説明いたします。

なお、4件とも、この後常任委員会にて付託されることになっておりますので、概略を説明します。よろしく願いいたします。

初めに、認定第2号 平成21年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定から説明いたします。

国保の状況を説明させていただきますと、平成21年度の平均ですが、加入世帯は2,820世帯、加入者は5,256人となっており、平成20年度より36世帯の増、加入者については48人の増となってい

ます。

それでは、決算状況といたしまして、決算書の中ほど、実質収支に関する調書142ページをお願いいたします。

歳入総額が18億8,550万5,926円、歳出総額が18億3,947万7,957円となり、差し引き4,602万7,969円が平成22年度への繰り越しとなりました。

次に財産に関する調書ですが、主なものとしましては、216ページの⑨の国民健康保険基金につきましては、決算額9,647万2,000円となり、前年度より2,961万6,000円の減となりましたが、これ以後に22万6,000円を繰り入れしており、最終的には9,669万8,000円となっております。

それでは、決算について説明しますので、一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書、黄緑色の表紙の9ページの総括表をお願いいたします。

款01の国民健康保険税ですが、収入済額が5億2,214万9,780円となり、歳入全体の27.7%を占めており、対前年度比661万7,345円の減額となりました。

また、その収納状況につきましては、25ページをお願いいたします。

一番上の欄が国民健康保険税の部分ですが、徴収率は現年度分医療、介護、後期高齢者で90.3%となり、過年度分を合わせると73.5%でした。平成20年度と比較しますと、現年度では2.8%の減、合計では0.2%の減となりました。これにつきましては、景気の低迷などによる国保加入者の所得減少の影響が少なからずあるものと思われま

す。9ページに戻りまして、不納欠損についてですが、平成4年度から15年度までの264件、2,200万4,800円を不納欠損処分としました。この結果、収納未済額は1億6,622万4,017円となりましたが、今後は滞納整理と短期保険証の発行等、加入者の理解を求めながら、納付していただくようお願いをしております。

款03の国庫支出金が4億6,228万2,933円で、全体の24.5%となっておりますが、主なものとしまして療養給付費の負担金3億7,792万2,000円などです。款05前期高齢者交付金が3億6,645万1,095円で全体の19.4%、対前年度3億4,680万1,941円の増額は、平成20年度の交付金申請誤りによるもので、款09の繰入金の前年度減収となった中の内訳、一般会計特別支援金2億2,100万円の減少と相殺されるものです。

また、款07の共同事業交付金が2億1,094万6,994円で全体の11.2%、対前年度1,268万1,215円の減につきましては、高額医療費の支払い実績によるものです。

次に、歳出について説明いたします。11ページをお願いいたします。

款02の保険給付費は12億3,275万3,394円で、歳出全体の67.0%です。対前年度4,129万7,315円の増、3.5%の伸びは、新型インフルエンザの流行などによる医療受診の増加が原因の一つと考えら

れます。款03の後期高齢者支援金 2億2,835万3,085円は、平成20年度から始まりました後期高齢者医療制度によるゼロ歳から74歳の被保険者が負担したもので、全体の12.4%となっています。

また、款07の共同事業拠出金は1億9,587万58円、全体の10.6%を占めていますが、これは高額医療費のリスク分散を図るための高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業における拠出金です。都道府県単位で行う保険者間の再保険事業とも言えるものです。歳出合計全体では、執行率は94.7%になりました。

以上、概略の部分のみ説明しましたが、資料等については後ほどお目通しください。よろしくお願いたします。

次に、認定第3号 平成21年度御嵩町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

この決算についても、常任委員会で審議されますので、ポイントを説明します。よろしくお願いたします。

初めに、老人保健の状況を説明させていただきます。

平成20年度4月に後期高齢者医療制度に移行したことにより、老人保健制度での平成20年度分の医療費及び過誤納調整分の支給が対象となり、歳入歳出とも大幅な減となっております。

それでは、決算状況といたしまして、決算書153ページ、実質収支に関する調書をお願いしたいと思います。

歳入総額2,434万5,896円、歳出総額1,282万8,289円となり、差し引き1,151万7,607円が平成22年度への繰り越しとなりました。

それでは、決算の詳細について説明しますので、決算に関する説明書13ページの総括表をお願いいたします。

款01の支払基金交付金は169万3,061円となり、歳入全体の7.0%、款02の国庫支出金は過年度の老人医療についての国庫負担金ですが1,629万8,775円で、全体の66.9%を占めています。そして、款05の前年度繰越金が480万8,226円で、19.7%を占めています。歳入につきましては、前年度より2億1,597万6,152円、89.9%の減となりました。

次に歳出ですが、款02の医療諸費75万5,517円、款03の諸支出金1,202万円で、全体の99.6%を占めております。歳出全体で見ますと、前年度より2億2,268万5,533円、94.6%の減となっています。

主なもののみ説明いたしましたので、詳細については資料をお目通しください。よろしくお願いたします。

次に、認定第4号 平成21年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

この決算につきましても常任委員会で審議されますので、ポイントについて説明いたします。よろしくお願ひいたします。

初めに、後期高齢者医療制度について説明いたします。平成20年度4月に老人保健制度より後期高齢者医療制度へ移行しました。この制度はすべての75歳以上の方、65歳以上で一定の障害がある方が加入し、県下42市町村が加入する岐阜県後期高齢者医療広域連合が運営しております。平成21年度の御嵩町の平均加入者数は2,378人でした。

それでは、決算状況としまして、決算書194ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。

歳入総額3億3,131万7,219円、歳出総額3億2,484万9,740円となり、差し引き646万7,479円が平成22年度への繰り越しとなりました。

それでは、決算の詳細について説明いたしますので、決算に関する説明書15ページの総括表をお願いいたします。

まず歳入ですが、款01の保険料は1億1,477万9,300円となり、収入未済額173万7,100円で、収納率は98.5%、現年度のみでは特別徴収分と普通徴収分を合わせて99.3%となりました。歳入全体の34.6%を占めています。款04の繰入金金が2億317万3,700円で、全体の61.3%です。合わせて歳入全体の95.9%となります。

次に、歳出です。款02の後期高齢者医療広域連合納付金3億1,240万6,095円は、療養給付費の公費負担分と保険料負担分、基盤安定化負担金などで全体の96.2%を支出しております。款04の諸支出金は、平成20年度療養給付費の精算による繰出金などで875万5,824円で2.7%を占めております。

主なもののみ説明をいたしましたので、詳細については資料をごらんください。よろしくお願ひいたします。

最後に、認定第5号 平成21年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

この決算につきましても常任委員会で審議される予定です。要点を説明しますので、よろしくお願ひいたします。

介護保険会計は、保険事業勘定とサービス事業勘定に分けて執行しました。

初めに、保険事業勘定の状況を説明いたします。21年度末の第1号被保険者数は4,594人で、昨年より115人増加しており、要支援・要介護認定者は711人で、4人減少しております。

それでは、決算状況としまして、決算書の172ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。

保険事業勘定についてですが、歳入総額が12億4,725万3,209円、歳出総額が12億2,946万4,305円となり、差し引き1,778万8,904円が平成22年度への繰り越しとなりました。

次に、財産に関する調書ですが、216ページの⑩の介護給付費準備基金としまして決算額1,864万8,000円と、218ページ⑪の介護従事者処遇改善臨時特例基金が384万1,000円となっております。

それでは、決算について説明いたしますので、一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書、黄緑色の表紙の17ページの総括表をお願いいたします。

款01の保険料ですが、2億2,685万986円となり、歳入全体の18.2%を占めています。対前年度4.6%の増です。

その収納率につきましては、25ページをお願いします。介護保険料欄ですが、現年度分は特別徴収分と普通徴収分で99%となり、過年度分と合わせると97.7%です。平成20年度と比較しますと、合計では0.3%の低下となりました。

17ページへお戻りください。

収入未済額は527万1,684円ありますが、今後も滞納整理につきましては、より一層の努力をしてみたいです。

款03の国庫支出金2億6,638万4,358円は、介護給付費の在宅分20%、施設分15%と調整交付金5.49%の負担分です。款04の支払基金交付金3億3,058万4,000円は、介護給付費の30%の負担分です。款05の県支出金1億7,586万6,044円は、介護給付費の在宅分12.5%、施設分17.5%の負担分です。款06の繰入金1億9,136万5,600円は、介護給付費の12.5%と事務経費分などです。歳入全体では対前年度1,386万2,608円、1.1%増となっております。

次に、歳出について説明いたします。

款02の保険給付費は10億9,274万1,770円で、歳出全体の88.9%、対前年度810万2,681円、0.7%の減となっております。介護サービスの利用者は、延べ件数で訪問通所サービス8,714件、施設介護サービス1,702件、合計金額で全体の約7割を占めております。款05の地域支援事業費4,019万5,424円の内訳ですが、包括支援センターによる介護予防事業に961万7,047円、包括的支援事業に3,057万8,377円を支出しています。歳出合計の執行率は95.6%となりました。

続きまして、サービス事業勘定について説明いたします。19ページをお願いいたします。

この事業は、介護認定者のうち要支援1及び2の人についての介護相談や予防プランを作成する事業となっております。

款01のサービス収入454万360円は、介護予防プラン作成1,084件分です。20年度より160件少なくなっています。

次に歳出ですが、款02事業費308万7,370円は、予防プラン作成を介護支援事業者へ一部委託している分などです。款03諸支出金144万4,000円は、保健事業勘定へ繰り出しして、地域支援事業費に充てております。

主なもののみ説明させていただきましたが、資料もたくさんありますので、お目通しのほど、よろしく願いいたします。

以上で認定第2号、第3号、第4号、第5号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（鈴木元八君）

御苦労さんでした。

続きまして、認定第6号 平成21年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成21年度御嵩町水道事業会計決算認定について、以上2件について、朗読を省略し、説明を求めます。

伊左次上下水道課長。

上下水道課長（伊左次一郎君）

では、私の方からは、認定第6号及び認定第7号について説明させていただきます。

最初に、認定第6号 平成21年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを御説明させていただきます。

初めに、歳入歳出決算書の209ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。歳入総額が9億156万3,220円、歳出総額が8億8,047万2,519円、差引額が2,109万701円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、ただいまの差引額が実質の収支額となります。

次に、216ページをお願いいたします。

216ページです。3の基金(1)現金一元管理表の⑩番です。御嵩町下水道基金として5万1,000円の残高となっております。平成21年度中の増減はございませんでした。

次に、決算書の195ページから200ページまでが歳入歳出決算書です。その後の201ページから208ページまでが事項別明細書となっておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思えます。

では、ここからは歳入歳出の説明に入らせていただきます。恐れ入りますが、ここからは決算に関する調書の21ページ、22ページをお願いいたします。

下水道特別会計の歳入歳出決算総括表です。歳入の部から説明をさせていただきます。

款01分担金及び負担金は下水道事業受益者負担金で、調定額に対して収入済額が2,742万9,200円、不納欠損額の89万1,800円は、賦課地の調査結果により徴収を猶予した4名、生活困窮による徴収猶予が1名、調査により道路用地と判明し、減免とした1名の計6名分であります。次の欄の収入未済額は75件分で208万3,300円です。款02の使用料及び手数料は主に下水道使用料で、調定額に対して収入済額は1億6,878万7,945円、収入未済額が522件分で276万6,313円です。款03の国庫支出

金は下水道整備に伴う国の補助金で6,230万円、補助対象事業費の2分の1の補助金を受けております。1行飛びまして、款05繰入金は一般会計から4億4,311万1,000円を繰り入れました。この繰入金は元利償還金分のほか地域活性化・経済危機対策臨時交付金としての2,026万5,000円を含んでおります。款06の繰越金は前年度からの繰越金で6,636万9,400円、このうち工事費の一部を平成19年度より繰り越した繰越明許費繰越費分が2,126万6,000円でしたので、実質の収支に基づく繰越額はこれを差し引き4,510万3,400円となったものでございます。款07の諸収入は主に流域下水道維持管理負担金の精算還付金などの2,006万5,516円、款08の町債は下水道施設債で1億1,350万円を借り入れました。この内訳としましては、公共下水道事業分9,740万円、流域下水道事業分1,610万円でございます。これに伴い、平成21年度末の起債残高は69億6,551万7,000円となっております。

明細につきましては、この説明書の43ページに記載しておりますので、後ほどお目通しのほどお願いしたいと思います。以上の歳入合計は、9億156万3,220円となっております。

次に歳出です。款01の下水道事業費は支出済額で4億5,762万6,512円となり、この内訳では下水道管理費が1億6,669万5,370円に対し、下水道施設費が2億9,093万1,142円となっております。款02の基金積立金は、下水道基金の預金利息でございます。款03の公債費は起債の償還金で、元金及び利息償還を合わせまして4億2,284万5,848円を償還いたしました。款04の予備費の執行はございませんでした。以上の歳出の総額は8億8,047万2,519円となっております。

以上で、認定第6号 平成21年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算の報告を終えさせていただきます。

引き続きまして、別冊の平成21年度御嵩町水道事業会計の決算書をお願いいたします。別冊になります。

認定第7号 平成21年度御嵩町水道事業会計決算認定についてを御説明いたします。

決算書の15ページをお願いいたします。

初めに、21年度の水道事業の概要を報告いたします。

3. 業務の(1)業務量です。番号1の年度末給水人口は1万9,097人で、前年度より143人の増加となっております。2の年度末給水件数は6,234件で、前年度より52件の増加となりました。このうち、当年度の新規加入件数は73件となっております。続きまして、6の年間総配水量は210万5,449立方メートルで、前年度より7,253立方メートルの減少となりました。これに係る7の年間有収水量は190万5,191立方メートルで、前年度より9,472立方メートルの増加でした。これにより8の年間有収率は90.49%で、前年度より0.76ポイントの増加となっております。

次に、イ、供給単価に関する事項に移らせていただきます。

21年度の供給単価は1立方メートル当たり219円62銭で、前年度より2円46銭安くなっております。

す。一方、ロ、給水原価に関する事項の給水原価は223円73銭となり、前年度より1円31銭高くなっております。給水に要する費用が給水収益にどの程度回収されているかという回収率が、1.8ポイント下回る98.2%となっております。引き続き有収率の向上を柱に、經常経費の節減に努めてまいりたいと思います。

それでは、決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

平成21年度御嵩町水道事業決算報告書です。

初めに、1の収益的収入及び支出を御説明いたします。

収入です。第1款水道事業収益の決算額は4億7,594万3,111円で、前年度比では1.1%の増収となっております。このうち営業収益は4億5,180万8,365円で、主な収入は水道使用量の4億1,841万3,697円でした。次の営業外収益は2,413万4,746円で、この主な収入は他会計補助金の1,500万円です。第3項の特別利益はございませんでした。

次に支出です。第2款水道事業費用の決算額は4億4,194万5,611円で、前年度比では1.1%の支出減となりました。このうち第1項の営業費用の主な支出は、県水受水費の2億1,109万5,998円に続き、減価償却費の9,997万595円などとなっております。前年度比では1.2%の支出増となりました。次の第2項の営業外費用の主な支出は、企業債の支払利息でした。第3項の特別損失は、前年度、平成20年度末に水道新規加入負担金を御納付いただきましたが、当事者の事情によりこれを取りやめられましたので、当該者への負担金を還付したものが主な支出でございました。第4項の予備費の支出はございませんでした。

次に次ページ、3ページ、4ページをお願いいたします。

続きまして、2の資本的収入及び支出です。

収入です。第3款資本的収入の決算額は2億343万3,621円となり、前年度比では17.1%の増収となりました。この内訳は、下水道工事に伴う上水道管移設補償費や新規加入負担金収入の第2項の負担金及び国道21号バイパス関連事業用に電源立地地域対策交付金を積み立てておりました第10項の基金繰入金の1億5,350万円を繰り入れたものとなっております。

次に支出です。第4款の資本的支出の決算額は3億6,084万8,979円で、前年度比では44.0%の支出増となりました。このうち、第1項の建設改良費の3億2,280万3,654円は、主に建設改良工事及び資材費に支出したもので、平成20年度からの繰越工事が3件、当年度の通常工事では国道21号バイパス関連工事が5件、下水道関連工事が1件、その他老朽施設更新工事が8件の計14件の工事を実施したもののほか、材料費にて、国道21号バイパス関連資材購入を4件実施したものです。第2項の償還金の3,804万5,325円は、企業債の償還金です。

欄外の財源補てん説明です。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,741万5,358

円は、過年度損益勘定留保資金1億1,937万33円、及び減債積立金3,804万5,325円で補てんをいたしました。

次に、5ページをお願いいたします。

損益計算書です。消費税及び地方消費税は抜きとなっております。

ただいま御説明させていただきました水道事業収支により、経常利益と特別損失を合わせました当年度純利益は、下から3行目に記しました2,295万4,425円の純利益となっております。これに前年度繰越利益剰余金を合わせた当年度未処分利益剰余金は5,932万3,604円となっております。

次の6ページ、7ページは剰余金計算書になりますので、後ほどお目通しのほどお願いし、8ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書です。損益計算書にて御報告いたしました当年度未処分利益剰余金のうち、当年度純利益分の2,295万4,425円を地方公営企業法第32条第1項及び同法施行令第24条第1項に規定により、減債積立金に積み立てるものです。

以降9ページ、10ページには貸借対照表、11ページ以降には決算の附属書類、その他附属書類の13ページ、14ページには建設改良工事等の概況、最終ページの28ページには、平成21年度の御嵩町水道事業会計基金運用状況報告を添付しております。また、別紙としまして、平成21年度の未収・未払い明細書を貸借対照表に挟ませていただいておりますので、あわせて後ほどお目通しのほどをお願いいたします。

以上で平成21年度の御嵩町水道事業会計の決算報告を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（鈴木元八君）

御苦労さんでした。

ここで監査委員より、ただいま説明のありました決算認定に対する審査結果の報告をしていただきます。

監査委員 梅原勇君。

監査委員（梅原 勇君）

それでは、決算審査結果の御報告をさせていただきます。

御監第26号、平成22年8月25日、御嵩町長 渡辺公夫様。御嵩町監査委員 永瀬俊一、同じく梅原勇。

平成21年度各会計歳入歳出決算及び各基金の運用状況の審査意見について。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成21年度各会計歳入歳出決算書及び証拠書類その他政令で定めている書類、並びに同法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類に

ついて審査した結果、次のとおり意見を付します。

記 1. 審査の概要。

(1) 審査の対象、平成21年度御嵩町一般会計歳入歳出決算、平成21年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成21年度御嵩町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成21年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成21年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成21年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算。

(2) 審査の期日等、平成22年 8 月 5 日、6 日、9 日、11 日、12 日。場所は役場第 2 委員会室。

(3) 審査の手続。この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、①予算の執行は適正かつ効率的に行われているか、②決算の計数は正確であるか、③財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかを主眼に置いて、関係諸帳簿を調査照合するとともに、定例監査及び例月出納検査の結果を考慮し、あわせて一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書、主要な施策の成果を説明する書類等により関係職員の説明を聴取するなど、慎重に審査した。

2. 審査の結果。平成21年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

(1) 総括。平成21年度における一般会計及び各特別会計の決算状況は、総額で見ると次のとおりである。予算現額111億9,908万7,000円に対し、決算額は歳入では109億644万791円であり、前年度の109億3,231万704円と比べ2,586万9,913円の減額、減0.24%となっている。また、歳出決算額は106億853万3,803円であり、前年度の105億7,415万3,424円と比べると3,438万379円の増額、0.33%増となる（別表1）。歳入歳出差引額は2億9,790万6,988円であり、翌年度へ繰り越すべき財源2,981万2,750円を差し引いた実質収支額は2億6,809万4,238円となった。

2 番の指摘事項以降につきましては、お手元の意見書つづりをお目通しください。

続きまして、水道事業会計決算審査結果について御報告させていただきます。

御監第27号、平成22年 8 月 25 日、水道事業、御嵩町長 渡辺公夫様。御嵩町監査委員 永瀬俊一、同じく梅原勇。

平成21年度御嵩町水道事業会計決算の審査意見について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成21年度御嵩町水道事業会計の決算について審査を終了したので、その結果について、次のとおり意見を提出する。

記1. 審査の概要。

(1) 審査の対象、平成21年度御嵩町水道事業会計決算。

(2) 審査の期日等、平成22年8月11日。場所、役場第2委員会室。

(3) 審査の手続。審査に付された決算報告書、事業報告書及び附属明細書について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳票及び関係証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほかに、必要と認められたその他の審査手続を関係職員の説明も聴取し、慎重に審査した。

2. 審査の結果。

審査に付された決算報告書、事業報告書及び附属明細書は関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

審査の結果の詳細は以下のとおりである。

(1) 経営状態について。決算の内容を見ると、平成21年度においては、経費節減などの経営努力により2,295万4,425円の純利益が出ている（別表1）。しかし、平成21年度の給水原価は223.73円であり、供給単価219.62円を上回っている（別表4）。このことから見ると、赤字体質とも言えるため、引き続き経費節減等に努められたい。

(2) 有収率について。平成21年度の有収率は90.49%であり、前年度の89.73%を0.76ポイント上回った（別表3）。平成18年度から続いた有収率の下落傾向から一転し、上昇に転じた。主な要因として、石綿管の更新事業や夜間流量の監視による漏水の早期発見、修理などが考えられる。引き続き有収率の向上に努められたい。

(3) 実質滞納額について。水道料金の実質滞納額は、平成21年度では1,214万1,517円となっており、平成20年度における1,245万3,680円と比べると減少している。実質滞納額は、毎年度着実に減少しており（別表2）、職員の努力がうかがえる。今後も引き続き未収金の解消に努められたい。

(4) 未収債権処理について。不納欠損処理をした未収金について、法的には債権放棄がなされず未収債権として残ってしまうものがあるとの報告を以前より受けているが、未収債権の管理について、現在条例制定の準備中であるとのことであるが、引き続き方策を調査・研究し、対応されたい。

以下、別表につきましては、後ほどお目通しください。

以上で決算審査の報告を終わります。

議長（鈴木元八君）

御苦労さんでした。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

再開は11時10分いたします。

なお、会場が非常に暑いですので、軽装で来られても結構でございますので、ひとつ規律だけ乱さないようにお願いをいたします。暫時休憩とします。

午前10時49分 休憩

午前11時10分 再開

議長（鈴木元八君）

それでは、休憩を解いて再開をいたします。

先ほど町長のあいさつの中で、訂正事項があるという申し出がございましたので、渡辺町長にこれを許します。

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

時間をいただきまして申しわけありません。

先ほどのあいさつの中の7ページになりますが、3分の1ほど下がったところ、総務費の関係で、稲荷台の町有地の町単復旧工事として「8,120万円」という数字になっておりますけれども、これは転記ミスで「812万円」であります。補正予算の第4号の方で出てきますので、訂正をよろしく願いいたします。以上です。

議長（鈴木元八君）

よろしく願いします。

それでは、続きまして議案第35号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、説明を求めます。

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

それでは、議案第35号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明いたします。

議案つづり4ページ、資料つづりは1ページをお願いします。

教育委員は現在5名の方がお見えになりますが、この9月30日をもちまして1名の方が任期となります。それで今回、再任をお願いするものであります。

議案の方であります。氏名は渡邊剛さん。昭和19年3月26日生まれ、現在66歳で、住所は御嵩町御嵩1719番地7であります。

渡邊さんは平成18年10月から教育委員をされておまして、現在1期目であります。履歴書にあ

りますように、昭和41年に高等学校教諭になられ、以来44年間、教員一筋でありました。また、平成20年10月からは教育委員長の職を務めていただいています。人格・見識が高く、教育委員として大変ふさわしい方であり、再任をお願いするものであります。

なお、任期につきましては、平成22年10月1日から平成26年9月30日までの4年間となります。議案並びに資料をお目通しの上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（鈴木元八君）

続きまして、補正予算関係に入ります。

議案第36号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について、議案第37号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について、以上2点について朗読を省略し、説明を求めます。

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

それでは、議案第36号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について御説明をさせていただきますが、その前に補正予算（第5号）につきまして、資料の一部に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

補正予算（第5号）の29ページをよろしくお願ひいたします。

29ページが給与費明細書の一般職の表になっております。表が上下になっておりまして、下の段の一番左側に職員手当の内訳という欄がありまして、すぐその右の欄の二重線の下のところがございますが、補正後、補正前、比較、比較というふうになっておりますが、最初の二重線のすぐ下の「補正後」が「区分」の誤りでございますので、訂正をよろしくお願ひいたします。まことに申しわけございませんでした。

〔「もっと大きい声でしゃべってよ」と呼ぶ者あり〕

すみません。下の欄の職員手当の内訳というのが一番左側にありますが、そのすぐ右でございます。二重線の下のところには補正後、補正前、比較、比較となっておりますが、最初の二重線のすぐ下の補正後ですが、区分に訂正を……。

それから、その下の補正前が補正後、二重線の下ですが、最初が区分、その下が補正後、その下が補正前に訂正をお願いいたします。まことに申しわけありませんでした。

それでは、議案第36号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

なお、今回の補正予算（第4号）は、7月15日に発生しました豪雨災害に係る歳入及び歳出の補正予算を計上させていただくものであります。

インデックス、補正予算のピンクの表紙の一般会計補正予算（第4号）の1ページをお願いいた

します。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ1億8,390万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億4,669万9,000円とするものです。

第2条 地方債の補正は、次の表で説明いたします。

それでは4ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正は、災害復旧債の追加であります。7・15豪雨災害に伴う公共土木施設災害復旧債及び農地農林施設災害復旧債の限度額3,010万円の起債を追加するものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法等につきましては、補正前と同様であります。

次に、7ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、各委員会協議会で詳しく説明していますので、私からは概略を説明いたします。

歳入ですが、款12分担金及び負担金、目02災害復旧費分担金75万円は、耕地災害復旧費に係る25%の受益者負担金です。

款14国庫支出金、目03公共災害復旧費国庫負担金1,966万6,000円は、災害による道路及び河川の災害復旧費に係る国の3分の2の負担金であります。

款14国庫支出金、目07災害復旧費国庫補助金2,900万円は、農地及び農業施設に係る災害復旧費並びに林道等の災害復旧費に係る国の補助金であります。

款17寄附金、目01指定寄附金5万円は、今回の災害に伴う寄附金であります。

8ページをお願いいたします。

款18繰入金、目01財政調整基金繰入金1億434万2,000円は、財源調整のため財政調整基金の取り崩しを行うものであります。

款21町債、目06災害復旧債3,010万円は、今回の災害に伴う土木施設及び農地農林施設に係る起債であります。

次に9ページの歳出ですが、款02総務費、目04財産管理費812万円は、稲荷台地内町有地のり面崩壊に伴う応急復旧に係る重機等借り上げ料及び災害復旧工事費であります。

款03民生費、目02児童運営費35万円は、今回の災害により中保育園の園庭等の砂が流れてしまいましたので、整地を行うための原材料費です。

款10教育費、目05文化財維持費168万円は、願興寺の防災設備機器が今回の豪雨の際の落雷により破損したため、文化振興事業、願興寺防災施設維持管理補助事業の規定により、補助金の増額補正を行うものであります。

款11災害復旧費、目01耕地災害復旧費3,227万1,000円は、耕地災害に係る設計委託と応急復旧に

伴う重機等の借り上げ料、及び公共災害復旧工事及び町単災害復旧工事に係る工事請負費、並びに御嵩町農地及び農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱に係る町の4分の3の補助金であります。

目02林道災害復旧費5,900万円は、林道等の災害に係る応急復旧に伴う重機等借り上げ料及び公共災害復旧工事に伴う設計委託と工事請負費であります。

款11災害復旧費、目01道路橋りょう災害復旧費4,528万7,000円は、小規模災害に係る修繕料300万円、設計委託料及び応急復旧に係る重機等の借り上げ料、並びに町単災害復旧工事及び公共災害復旧工事に係る工事請負費であります。

目02河川災害復旧費3,720万円は、小規模災害に係る修繕料と応急復旧に係る重機等の借り上げ料、並びに町単災害復旧工事及び公共災害復旧工事に係る工事請負費であります。

以上で補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第37号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

一般会計補正予算（第5号）1ページをお願いいたします。

第1条 歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ1億4,809万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億9,479万3,000円とするものです。

第2条 債務負担行為の追加及び第3条 地方債の変更は、次の表で説明をいたします。

それでは、7ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正は、第5期御嵩町高齢者福祉計画・介護保険事業計画変更策定業務を平成22年度から平成23年度の2カ年に委託し、策定するため、債務負担行為の追加を行うものであります。限度額は203万7,000円であります。

8ページをお願いいたします。

第3表 地方債の補正ですが、臨時財政対策債の発行可能額の増額に伴い、臨時財政対策債を1億1,990万円増額し、交付税算定率の低い町債である地方道路等整備事業、まちづくり交付金事業と上恵土排水改良事業及び一般廃棄物最終処分場終了工事に係る起債について、借入額の見直しを行いました。

11ページをお願いいたします。

今回の補正の内容につきましては、各委員会協議会で詳しく説明していますので、私からは概略を説明いたします。

歳入ですが、款09地方特例交付金359万4,000円は、今年度の交付額が確定したことに伴う増額です。

次の款10地方交付税は、普通分が確定しましたので2億2,261万8,000円を増額し、特別分と合わ

せ12億6,761万8,000円とするものです。普通分は11億9,761万8,000円となり、昨年と比べて1億6,133万2,000円、率にして15.6%の増となりました。これは国の交付税予算が増額されたこと、及び算定の基礎となります基準財政収入額が減額となったことによるものであります。

次の款14国庫支出金の目01総務費国庫補助金180万9,000円は、上之郷地区地域情報通信基盤整備工事追加分に係る補助金であります。

款15県支出金、目02民生費県補助金210万円は、安心こども基金のメニューで、補助率10分の10の地域子育て創生事業補助金による増であります。

12ページをお願いいたします。

款15県支出金、目05農林水産業費県補助金76万8,000円は、今年度から平成26年度までの5年間で実施される中山間地域等直接支払制度に係る交付金、補助率3分の2、及び農地基本台帳システムに係る補助率10分の10の補助金であります。

款15県支出金、目01総務費委託金3万5,000円は、農林業センサスの委託金の増であります。

款17寄附金、目01指定寄附金20万円は、独居老人対策等に役立ててほしいということで、匿名による寄附であります。

款18繰入金、目01財政調整基金繰入金2億888万1,000円は、地方交付税の増に伴い、財政調整基金繰入額を全額減額するものであります。

13ページをお願いいたします。

款18繰入金の目01国民健康保険特別会計繰入金76万円は、平成21年度精算による療養給付費等返還金であります。

目02介護保険特別会計繰入金及び目04後期高齢者医療特別会計繰入金までは、平成21年度精算に伴う戻し入れです。

款19繰越金は、額確定に伴う4,514万6,000円の増であります。

款20諸収入、目05雑入1,505万3,000円は、岐阜県後期高齢者医療広域連合精算に伴う返還金1,422万7,000円と、情報通信基盤整備事業電柱強化補強工事に伴うケーブルテレビ可児の負担金82万6,000円であります。

14ページをお願いいたします。

款21町債は、臨時財政対策債の発行可能額の増額に伴い、交付税算入率の低い町債を見直しました。目01衛生債は1,250万円の減額、目03土木債は3,460万円の減額、目04一般補助施設整備等事業債は2,820万円の減額、目05臨時財政対策債は1億1,990万円の増額を行うものであります。これは臨時財政対策債は元利償還金の全額が交付税算定されるため、交付税算入率の低い起債の借り上げの見直しを行った方が有利となるためであります。

次に、15ページをお願いいたします。

歳出ですが、今回の補正では、職員の人件費について、4月の人事異動による予算科目の組み替え、及び当初予算調整時においては未確定であった共済負担金期日等の改定に伴う補正、退職特別負担金の計上による補正、育児休業等による給与、各種手当の支給停止確定による補正を行っております。28ページから30ページに給与費明細書を載せてありますので、お目通しをください。

16ページをお願いいたします。

款02総務費、目04財産管理費の工事請負費42万円は、八百津線跡地遊歩道整備事業費で、国道21号線から南側の町道伏見3号線までの約140メートルの区間を試験的に竹チップ等を敷き、遊歩道として整備するものであります。

目11電算管理費673万8,000円は、上之郷地区地域情報通信基盤整備に伴う中電による光ケーブル強化のための事前調査、及びケーブルテレビ用光ケーブル電柱共架のための共架料並びにケーブルテレビ用光ケーブルの電柱共架のための普及工事費負担金であります。

目14財政調整基金費7,169万3,000円は、交付税の増に伴う基金積立金であります。

18ページをお願いいたします。

款03民生費、目04老人福祉費の需用費23万円は、救急時や災害時に援護が必要な高齢者等で万が一に備えたい方のための救急システムで、かかりつけ医や服薬内容など、医療情報を入れた容器、救急医療情報キットを冷蔵庫に保管し、可茂消防事務組合との協力で、その情報を救急医療用に生かすため、救急医療情報キットを配付する事業に係る費用であります。

節18備品購入費39万7,000円は、フラットハウスのエアコンが故障したため、エアコンの購入費であります。

目05介護保険費の委託料149万1,000円は、高齢者福祉計画・介護保険事業計画変更策定業務委託料で、アンケート調査に係る費用であります。

19ページをお願いいたします。

款03民生費、目01児童福祉総務費の報償費、旅費、需用費及び備品購入費、目02児童運営費の工事請負費は、地域子育て創生事業に係る費用210万2,000円です。事業内容としましては、子育て支援講演会の講師謝礼、インフルエンザ対策用噴霧器及び消毒液の購入、子育てガイドブック2,000部の作成、中保育園のフジ棚設置などであります。

目03児童館費の需用費50万円は、中児童館の雨漏りに係る修繕費であります。

20ページをお願いいたします。

款04衛生費、目01し尿塵芥処理費は、財源内訳の変更であります。

款04衛生費、目01無水道地区対策費の積立金1,000万円は、平成22年の分の積立金額であります。

21ページをお願いいたします。

款06農林水産業費、目03農業振興費、委託料26万3,000円は、農業委員会が管理する農業基本台帳システム処理のための委託料であります。

負担金補助及び交付金76万円は、小原地区で実施される急傾斜地の農地の保全活動に対する中山間地域等直接支払交付事業補助金であります。

22ページをお願いいたします。

款08土木費の目03道路新設改良費の役務費21万3,000円は、四十八・杉ヶ崎線道路改良に伴う不動産鑑定料であります。

23ページをお願いいたします。

款08土木費の目03排水新設改良費は、財源内訳の変更であります。

項04都市計画費の目02街路事業費の役務費20万2,000円は、町道大泥・茶円原線道路改良に伴う不動産鑑定料であります。また、委託料26万5,000円は、同道路改良に伴う建物等算定業務委託料であります。

目03公共下水道費の繰出金の81万8,000円は、起債額確定による繰出金の減額であります。

25ページをお願いいたします。

款10教育費の目02教育振興費の負担金補助及び交付金315万5,000円は、地方交付税の増額に伴う共和中学校一般分担金の増額であります。

27ページをお願いいたします。

款13諸支出金、目01財産取得費3,742万2,000円は、旧八百津線鉄道敷の事業化に伴い土地開発基金からの買い戻しを行うものであります。

款14予備費の696万7,000円は、増額を行い予算調整をするものであります。

以上で補正予算（第5号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

続きまして、議案第38号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第39号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、議案第40号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第41号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、以上4件について、朗読を省略し、説明を求めます。

山田保険長寿課長。

保険長寿課長（山田 徹君）

それでは、議案第38号、第39号、第40号、第41号について御説明いたします。

初めに、議案第38号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書、オレンジ色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,533万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,933万2,000円とするものです。

2ページをごらんください。

まず歳入につきまして、款01の国民健康保険税については、本算定課税により6,267万9,000円を減額補正します。

款05前期高齢者交付金については、現年度分と過年度分を合わせて精算追加交付金4,465万8,000円を増額いたします。

款10の繰越金は、平成21年度の繰越金が確定したことにより2,485万2,000円を増額です。

3ページをお願いいたします。

歳出ですが、款01の総務費については、保険証のカード化による経費113万3,000円を増額です。

款03の後期高齢者支援金や款05の老人保健拠出金、款06の介護納付金につきましては、それぞれの金額が確定したことによる減額です。

款10の諸支出金は、療養給付費負担金の償還金及び特定健診などの一般会計負担金精算を合わせ、2,232万6,000円を増額です。

そして、款11の予備費は、収支の見込みにより4,317万3,000円を増額補正となります。

主なもののみ説明をしましたが、7ページ以降に内訳がありますので、後ほどお目通しをよろしくお願いいたします。

次に、議案第39号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書、黄緑色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ655万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,215万9,000円とするものです。

2ページをお開きください。

今回の補正は、歳入につきましては、平成21年度会計収支での繰越金が確定しまして、655万9,000円増額します。

歳出につきましては、款03の諸支出金で、老人保健医療給付費精算による償還金のため、101万7,000円を増額。

款04予備費は、収支見込みによる554万2,000円を増額補正です。

明細につきましては3ページからをごらんください。よろしく願いいたします。

次に、議案第40号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

補正予算書、黄色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ414万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,114万3,000円とするものです。

2ページをごらんください。

歳入につきましては、款05諸収入で、平成21年度の保険事業費負担金の返還金が確定したことにより89万6,000円の増額。また、款06繰越金では、前年度収支繰越金が確定しまして324万7,000円の増額です。

歳出につきましては、款04の諸支出金で、高齢者医療制度円滑事業に関する償還金の発生や一般会計への繰出金による91万5,000円の増額。

款05予備費では、収支見込みによる補正322万8,000円の増額を計上しました。

明細につきましては3ページからをごらんください。よろしく願いいたします。

最後に、議案第41号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

補正予算書、水色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,766万1,000円とする。

第2項 サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ485万3,000円とするものです。

保険事業勘定から説明します。2ページをごらんください。

款08の繰越金は、平成21年度繰越金の確定による33万9,000円の減額補正です。

3ページをお開きください。

歳出ですけれども、主なものを説明します。

款02の保険給付費は、高額医療・高額介護合算療養費制度のスタートによる負担金として、300万円の増額です。

款03の基金積立金は、繰越金確定や各種の償還金発生に伴う3,000万円の減額です。

また、款04の諸支出金については、平成21年度の介護保険事業の精算による国・県及び支払基金への償還金や一般会計への繰出金で、3,115万3,000円の増額です。そして、款06予備費で収支見込みによる428万7,000円の減額補正です。

続きまして、介護サービス事業勘定を説明いたします。4ページをごらんください。

歳入につきましては、21年度の決算に伴う繰越金5万3,000円の補正です。

歳出につきましても、同額の5万3,000円を予備費で調整しております。

主なもののみ説明しましたが、詳細については6ページから、後ほどごらんいただきますようよろしく申し上げます。

以上で議案第38号、第39号、第40号、第41号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（鈴木元八君）

続きまして、議案第42号 平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について、議案第43号 平成22年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について、以上2件について、朗読を省略し、説明を求めます。

伊左次上下水道課長。

上下水道課長（伊左次一郎君）

では、私の方からは議案第42号及び第43号を説明させていただきます。

初めに議案第42号 平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）についてを御説明させていただきます。

インデックスの補正予算、薄紫色の表紙1ページをお願いいたします。

第1条に下水道特別会計補正予算（第1号）を定める歳入歳出予算の補正としてそれぞれ1,700万円を追加し、その総額を8億7,700万円とするものです。

また、第2条には、地方債補正を4ページの「第2表 地方債補正」のとおり公共下水道建設事業分を500万円減額し、流域下水道事業負担分を1,370万円の増額、その差引額として起債の限度額を870万円増額し、1億3,780万円とするものです。

この起債の方法、利率及び償還方法の変更はございません。

では、7ページをお願いいたします。歳入補正から御説明いたします。

目01下水道事業受益者負担金は、主に当年度賦課面積を0.6ヘクタール増の3.2ヘクタールとしたことにより、144万2,000円を増額補正するものです。

続いて、国庫支出金では、目01下水道事業費国庫補助金にて当初予算を予定しておりましたが、国の政権交代により、社会資本整備総合交付金事業へ変更になりましたので、目の変更とともに当初の要望額より1,600万円の減額査定となりましたので、これを減額補正するものです。

次に繰入金では、目の01一般会計繰入金を平成21年度借り入れ分の起債償還額の利息が確定してまいりましたので、この分の繰り入れを81万8,000円減額補正するものです。

次に繰越金については、平成21年度の決算確定に伴い、その繰越額487万5,000円を増額補正するものです。

続いて8ページをお願いいたします。

諸収入の目の01雑入では、主に、流域の維持管理負担金過年度調整額の還付額が決定してまいりましたので、1,624万7,000円を増額補正するものです。

次に町債では、目の01下水道事業債として、先ほど御説明いたしました公共下水道分及び流域下水道負担分の借入額の変更により、870万円の増額補正をするものです。

歳入の最後は、県支出金の目の01下水道事業費県補助金が255万4,000円で確定してまいりましたので、これを追加補正するものです。

次に、9ページをお願いいたします。ここからは歳出です。

初めに、下水道管理費の目の01下水道維持管理費では、615万5,000円を増額補正するものです。これは4月の人事異動に伴い欠員職員1名の補充がございましたので、この人件費を増額するものです。

次に、下水道施設費です。目の01下水道建設費では、1,034万9,000円を増額補正するもので、同じく人事異動に伴う人件費の減額補正及び節の08報償費では、下水道事業受益者負担金の増額補正に伴い、一括納付者への報奨金を増額補正するものです。

また、節の11需用費及び節の12役務費の減額補正は、下水道建設に伴う国庫補助事業が交付金事業へ転換し、これに係る事務費補助がなくなりましたので、この分を減額補正するものです。

節の19負担金補助及び交付金では、木曾川右岸流域下水道事業に係る当町の負担金額が確定してまいりましたので、これを増額補正するものでございます。

次に次ページへ移り、公債費につきましては、目の02利子を昨年度の起債に係る利子分が確定してまいりましたので、81万7,000円を減額補正するものです。

また、予備費では、下水道使用世帯の増加に合わせ、流域維持管理負担金に備える増額補正としております。

以上で下水道特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただき、続きまして水道事業会計補正予算（第2号）を御説明いたします。

薄緑色の表紙の1ページをお願いいたします。

議案第43号 平成22年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

第1条は水道事業会計補正予算（第2号）を定める総則です。今回の補正は収益的収支及び資本的収支のいずれも支出のみの補正となります。

第2条は、第3条予算収益的収支の支出予定額を補正するものです。

第2款水道事業費用の総額の4億7,600万円をそのままに、第1項の営業費用を329万9,000円の増額補正とし、第2項の営業外費用を300万円、及び第4項の予備費を29万9,000円の減額補正とするものです。

次に2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出です。第3条は予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,299万7,000円」を「1億1,255万1,000円」に改め、「過年度損益勘定留保資金7,328万円」を「7,283万4,000円」に改め、資本的支出の予定額を減額補正するものです。

この支出は、第4款の資本的支出の第1項建設改良費を44万6,000円の減額補正とするものです。第4条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、予算書第7条に定めた経費の職員給与を176万4,000円の増額補正をするものです。これは人事異動に伴う増減分でございます。

次の3ページは実施計画、4ページは資金計画になります。後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

続いて7ページ、8ページの予定損益計算書の8ページをお願いいたします。

下から3行目になります。今回の補正により、今のところの当年度の損益は74万7,000円の純損失を見込んでおります。これに当年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は、3,562万2,179円を予定するものでございます。

次に、9ページから11ページは予定貸借対照表となりますので、後ほどお目通しのほどお願いし、12ページをお願いいたします。

実施計画明細書です。収益的支出の目の1原水及び浄水費の補正は、この7月15日の豪雨に伴い、赤坂浄水場水源の土砂撤去及び導水管補修などのため修繕費を120万円。また、赤坂緩速ろ過の砂の入れかえのため材料費を38万円の増額補正とし、目の4総係費では人事異動に係る人件費の増額補正のほか、13ページの負担金は課長給与の人件費負担額を人事異動に伴い減額補正するものです。

次に目の04消費税では、当年度の支払消費税額の試算により300万円を減額補正するものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。資本的支出の補正です。こちらは人事異動に伴う人件費を44万6,000円減額補正するものです。

以上で水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

それでは、議長よりお諮りをします。

続きまして条例関係並びに教育委員会の委員の同意、それから補正予算の採決等と続くわけですが、議長として、時間を延長してこのまま行いたいと思いますが、議員の皆さんいかがでしょうか。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしですか。それでは、このまま続行しますので、よろしく願いをいたします。

次に、条例関係に入ります。

議案第44号 御嵩町私債権の管理に関する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。
田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

それでは、議案第44号 御嵩町私債権の管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案つづりの8ページから11ページが今回上程いたします議案となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

町の保有する金銭債権のうち、地方税や介護保険料、保育料など、法律上の公債権と言われるものは、地方税やそれぞれの個別法の規定に基づき、滞納処分等の債権管理を行うことができますが、水道料や住宅家賃など、司法上の原因に基づいて発生する私債権として分類される債権につきましては、処分の手続について詳細な規定がないことから、会計上の不納欠損処分も容易に行うことができず、徴収見込みのない、あるいは徴収不可能な古い債権を永年抱えてきております。

この私債権の整理について、決算監査におきまして監査委員から審査意見で指摘がされております。平成20年度は水道利用料金について、平成21年度は住宅使用料及び水道利用料金について、法的な理由から不納欠損処理ができないものについて、債権が帳簿上も整理できるような方策を調査・検討されたいとの決算監査における審査意見の指摘を受けてきております。

私債権については、町税などのように地方税の例による滞納処分ができないため、一般の債権と同じように、裁判所の力をかりながら民法等の規定によって債権の回収、保全事務を行うこととなります。今回上程する御嵩町私債権の管理に関する条例は、町が保有する私債権について、その管理を統一した手順により適正に行っていく手続についての規定を定め、私債権の管理に関する運用を明確にすることを目的として制定するものであります。

議案つづりの8ページをお願いいたします。

条例の第1条では、この条例は町が所有する債権のうち私債権について、その管理に関する事務処理に関し、一般的な基準を設ける条例であることを宣言しています。

第2条では、この条例において使用する用語の定義について規定しています。

第1項では、私債権について定義しています。町が所有する債権は公債権、私債権に分かれるこ

とから、この条例では私債権に限って必要な事項を規定するものであります。町の私債権では、町営住宅の家賃や水道料金、各種貸付金等が該当いたします。

2項では、私債権の管理に関する事務について定義しています。私債権では地方税のように強制徴収することができず、また地方自治法第236条の規定により、自動的に債権が消滅することがないことから、一般の債権と同様に、裁判所の力をかりながら民法の規定によって債権の回収、保全の事務を行っていくこととなります。

このように、私債権に関する一連の管理に関する手続について、地方自治法、地方自治法施行令等の公法や民法等の私法の規定につき、私債権に関する規定を整理することにより、私債権の管理に関する事務を円滑に運営することとしたものであります。

第3条では、この条では既に規定されているものや、今後制定される条例や規則のうち、債権の管理について定めのあるものと、この条例の関係について規定をしています。

第4条から第5条については、町長の責務、台帳の整備について規定しています。

第6条では、町の私債権の督促について規定しています。

なお、督促をする際、公債権では地方税法の滞納処分の例等により、督促手数料や延滞金を取ることができますが、私債権はこのような規定がないため、督促に係る督促手数料や延滞金を徴収することができません。

第7条では、第6条の督促をしても、なお履行されない場合に行う強制執行の手続を規定しています。督促をしてもなお履行されない場合は、法的手段により強制的にその履行を求める措置をとっていくこととなります。

第8条では、債権者に対する信用不安が生じた場合に、履行期限を繰り上げて一括請求するときに行う処理を規定しています。

第9条では、配当要求などの町の私債金を保全するために、必要な措置をとらなければならないことを定めています。

第10条では、債権のうち債務者の所在が不明であるなど、一定の条件を満たす理由があるものについて、その回収に係る経費等を勘案して、その徴収を停止することができることについて規定しています。徴収停止をすることができる場合は、徴収が困難であるか、不適當である第1号から第3号までのいずれかに該当する場合となります。

第11条では、履行期限を延長する特約をすることができることについて規定しています。

第1項第1号から第5号に該当する場合には、債権者と協議の上、債権の金額を分割し、それぞれに履行期限を定めることができます。

第2項では、特約をすることができる時期や徴収する債権の範囲について規定しています。

第12条では、町の債権や損害賠償金等の免除について規定しています。免除の対象となる債務者は、無資力またはこれに近い状態にあるため、第11条の規定により履行延期の特約をした債務者となります。この対象となる債務者が履行期限から10年を経過した後において無資力状態にあり、かつ弁済不可能である場合に、その債権を免除することができる規定であります。

第13条では、債権の放棄について規定しています。債権の放棄ができる場合とは、生活困窮状態の場合、破産等の場合、消滅時効の期間経過の場合、強制執行手続後の無資力の場合、徴収停止後の無資力の場合が該当することとなります。

なお、通常町が債権放棄をしようとするときは、地方自治法第96条第1項12号の規定により、議会の議決が必要ですが、地方自治法第96条第1項10号の規定により、条例に特段の定めがある場合には、議決を得ず、債権放棄に係る事務を処理することができることとするものであります。

また、2項において、この条例により放棄した債権については、次の議会において報告しなければならないことを規定しています。

第14条では、この条例の施行に関し、必要な事項は規則等で定めることを規定しています。

なお、附則第1項では、この条例の施行期日は債権事務の準備期間を設けまして、平成23年1月1日から施行するものとするものであります。

附則第2項において、この条例の制定に伴い、御嵩町町営住宅管理条例の延滞金に係る規定を削除する必要があるため、御嵩町町営住宅管理条例の一部改正を規定しています。

資料つづりの4ページをごらんいただきたいと思います。

ここに御嵩町住宅管理条例新旧対照表が載せてございます。右側が現行部分でありまして、そこにアンダーラインが引いてありますが、これが延滞金に係る規定であります。今回この条例制定に伴いまして、このアンダーライン部分を削除するものであります。

なお、資料つづりの2ページ、3ページが条例制定関係に係る資料となっておりますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（鈴木元八君）

続きまして、議案第45号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

山田保険長寿課長。

保険長寿課長（山田 徹君）

それでは、議案第45号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げますので、議案書12ページをお願いいたします。

議案第45号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

今回の条例改正につきましては、医療保険制度の安定的運用を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、国民健康保険法が改正されましたので、これを受けて、町の関係条例の条項番号を改正するものです。

それでは、新旧対照表で説明しますので、資料つづりの5ページをごらんください。

まず初めに、第8条にあります「法第72条の5」を「法第72条の4」に改正しますが、この条例が規定します特定健康診査及び特定保健指導に関する内容については変更するものではありません。

次に、第24条の国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）を単に「法」に改正する部分につきましては、誤った表記の訂正でございます。

なお、この条例の施行日は公布の日からです。

以上で議案第45号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

続きまして、議案第46号 御嵩町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

伊左次上下水道課長。

上下水道課長（伊左次一郎君）

議案第46号を御説明いたします。

議案つづりのインデックスの議案の13ページをお願いいたします。

御嵩町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当条例は、生活用水、その他の上水を町民に供給するため、水道事業を設置する条例であります。この第2条に定める経営の基本の第2項の給水区域に、謡坂、小原、西洞及び上之郷の一部を加え、第3項の給水人口を近年の人口減少により、2,300人減の1万8,300人に改め、第4項の1日最大給水量を60立方メートル減の6,920立方メートルとするものです。

これはかねてからの上之郷北部地域の無水道を解消するため、平成23年度より事業化し、国庫補助事業により整備を進めようとするもので、これに先立ち水道法第10条第1項による水道事業認可、第4次拡張認可を取得するための条例改正であります。

この条例は、平成23年4月1日から施行するものであります。

なお、議案つづりのインデックスの資料の6ページに新旧対照表を、次ページの6の2及び6の3ページには、御嵩町水道事業経営審議会からの答申書の写しを添付しております。後ほどお目通しのほどお願いいたします。

以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案の審議及び採決

議長（鈴木元八君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第35号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり同意されました。

議長（鈴木元八君）

議案第36号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について採決を行います。
本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり同意されました。

散会の宣告

議長（鈴木元八君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月8日午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会します。御苦勞さんでした。

午後0時11分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

